
資料提供（平成 21 年 5 月 14 日）

環境局環境創造部環境保全指導課 菅原、望月

TEL：078-322-6420（内線：3629）

社団法人日本油料検定協会総合分析センター跡地における 土壤汚染対策法に基づく指定区域の指定について

◆概要◆

- (1) 社団法人日本油料検定協会が総合分析センター跡地（東灘区御影塚町1丁目3番 面積：843.66㎡）にて土壤汚染対策法（以下、「法」という）に基づく土壤汚染状況調査を行ったところ、水銀の溶出量が法の指定基準値を超過して検出された（0.0012mg/L、指定基準値0.0005mg/Lの2.4倍）。
- (2) 平成21年4月30日に調査結果の報告を受け、水銀の溶出量が指定基準値を超過した1区画（100㎡）を、法に基づく指定区域として平成21年5月14日に指定した（神戸市域での指定は5例目になる）。
- (3) 本市は社団法人日本油料検定協会に対し、土壤汚染対策が適切に実施されるよう指導していく。

◆調査の結果◆

(1) 調査対象物質

特定施設（科学技術に関する研究、試験、検査を行う事業場でその業務の用に供する流しなどの洗浄施設）において法施行後に使用履歴のあった特定有害物質全25物質について調査を行った。

(2) 調査箇所

敷地全体の12区画について調査を行った。

(3) 調査結果

1区画のみで水銀（溶出量）が指定基準値0.0005mg/Lの2.4倍の0.0012mg/Lであった。水銀（含有量）やその他の物質については指定基準値を超過していなかった。

(4) 汚染面積：100㎡

(5) 汚染深度：GL-0.1m

(6) 地下水調査結果

土壤調査で溶出量が指定基準値を超過した水銀について地下水調査を行ったが、地下水基準値以下であった。

◆指定区域の指定◆

当該土地について調査結果報告を受け、水銀の溶出量が指定基準値を超過した1区画（100㎡）を法に基づく指定区域として本日、指定した。

◆周辺環境への影響について◆

- (1) 基準を超過した区画はシートで覆われているため、汚染土壌の直接摂取による健康影響はないものと考えられる。
なお、当該土地は周囲にロープを張って立入禁止の札を掲示している。
- (2) 地下水汚染はないため、地下水飲用による健康影響はないものと考えられる。
- (3) 以上のことから、当該土地の土壌汚染による健康影響はないものと判断される。

◆今後の対応◆

- (1) 本市は周辺環境へ影響が生じないように、社団法人日本油料検定協会に対し土壌汚染対策法に基づき適正に処理するよう指導する。
- (2) 指定区域における土壌汚染の除去が確認されれば、指定区域の指定を解除する。

◆備 考◆

- (1) 当該土地は特定有害物質の使用等を行う水質汚濁防止法の特定施設（有害物質使用特定施設）が設置されており、平成 18 年 11 月 27 日使用が廃止されたため、法第 3 条に基づき土壌汚染の調査義務が生じた。しかし、当該土地は引き続き関係者以外が立ち入らない事業用地として使用し、健康被害のおそれがないことから、平成 19 年 2 月 20 日同条ただし書の確認を受けて、調査の義務が猶予されていた。
- (2) 今回、事業用地としても使用しないこととなったため、平成 21 年 1 月 26 日より土壌汚染調査を実施したものである。

資料1：これまでの経緯

- (1) 昭和 48 年 社団法人日本油料検定協会 総合分析センターとして使用開始。
- (2) 平成 18 年 11 月 27 日 当該敷地における事業を使用廃止。
- (3) 平成 19 年 2 月 20 日 当該敷地について法第 3 条 1 項ただし書の確認を受けた。
- (4) 平成 21 年 1 月 26 日 事業用地としても使用しないこととなったため、土壤汚染調査を実施。
- (5) 平成 21 年 4 月 30 日 社団法人日本油料検定協会が土壤調査結果報告書を提出した。
- (6) 平成 21 年 5 月 14 日 法第 5 条に基づく指定区域の指定。

資料2：用語解説

土壤汚染対策法

土壤汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。平成 15 年 2 月 15 日施行。

特定有害物質を使用する特定施設の廃止時に、汚染の可能性の高い土地について土壤調査及び調査結果の報告を義務づけ、土壤汚染が判明した場合には必要な措置を講じること等を定めている。

特定有害物質

揮発性有機化合物のベンゼンなど 11 物質、重金属等の砒素、鉛、水銀など 9 物質、農薬等の 5 物質、合計 25 物質に特定有害物質としての指定基準が土壤汚染対策法で定められている。

指定区域

法に基づく調査結果が指定基準値を超過している場合、市長は指定基準値を超過した区域を指定区域として公示することが定められている。

指定区域では、届出なく土地の形質変更をすることが制限される。

土壤汚染の除去が確認されれば、指定区域の指定を解除される。

溶出量基準

地下水等の摂取に係る健康影響を防止する観点から揮発性有機化合物、重金属等、農薬等 25 物質について土壤汚染対策法で溶出量基準が定められている。

溶出量基準は、土壤に含まれる有害物質が地下水に溶出し、人がその地下水を一日 2L、一生涯（70 年）にわたって飲み続けても健康影響が現れない濃度に設定されている。

含有量基準

汚染土壤を直接摂取することによる健康影響を防止する観点からカドミウム、鉛、水銀などの重金属等 9 物質について土壤汚染対策法で含有量基準が定められている。

含有量基準は、基本的には、一日あたり大人 100mg、子供 200mg の土壤を一生涯にわたって摂取し続けても健康影響が現れない含有量に設定されている。

水銀

水銀は、銀白色で、常温では唯一の液体金属。化学品製造、医薬品、乾電池等に用いられる。慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響が見られる。

<資料3>位置図



<資料4>指定区域図

